分別収集計画 第8期(平成29~33年度)

平成 28 年 6 月

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合

一目 次一

1.	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号) ・・・・	4
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分(法第8条第2項第3号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法・・・	11
10.	分別収集を実施するものに関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	12
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)・・・・・・・	14
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

1. 計画策定の意義

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合(以下、「本組合」という。)の構成市である、柏市 (沼南地域)及び鎌ケ谷市のごみ排出量は、一人一日あたり概ね800g台であり、全国平 均・千葉県平均と比較して低い水準で推移しているものの、地域の環境、ひいては地球 環境を守るためには、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促し循環型社会の構築を目 指す必要がある。

廃棄物に多量に含まれる「容器包装廃棄物」を削減しリサイクルを促進するため、平成9年度から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)が施行された。容器包装リサイクル法が施行され、およそ19年が経過し、その間「循環型社会形成推進基本法」や容器包装リサイクル法以外の各種リサイクル法が制定された。国を挙げて循環型社会の構築に向け歩み始めたが、未だ容器包装廃棄物は多量に排出され、その処理に伴う環境への影響や市や本組合の財政負担が大きな問題となっている。

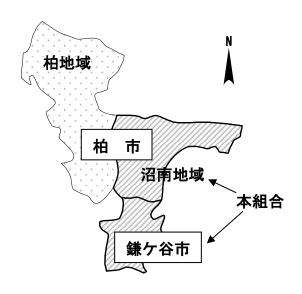
このような背景で、容器包装リサイクル法は、さらなる容器包装廃棄物の削減によって市町村の処理の負担を減らすことを目指し、平成18年6月に改正・施行された。

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合分別収集計画(第8期)(以下、「本計画」という。)は、改正容器包装リサイクル法に基づき策定するものである。本計画の実施により、容器包装廃棄物のさらなる削減と、リサイクルの推進を図り、循環型社会の構築を一層推進するものである。

※柏市(沼南地域)

平成17年3月28日に行われた市町村合併以後、現在の柏市のうち旧沼南町行政区域のことを沼南地域という。また、旧柏市行政区域を柏地域という。

以下は現在の柏市の地区割と鎌ケ谷市の位置関係を示したものである。



2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次のとおり示す。

(1)環境負荷の少ない仕組みの創出

3 R (リデュース < Reduce:排出抑制 >・リユース < Reuse:再使用 >・リサイクル < Recycle:再生利用 >)を基本に、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

(2) 市民、事業者、行政の役割分担と協働の仕組みの創出

環境負荷の少ない仕組みを築くために、市民、事業者および行政は、それぞれの 役割を分担し、また連携して効率的な仕組みづくりを進める。

(3)参加しやすい仕組みの創出

多様なライフスタイルを持つ市民の誰もが参加できる仕組みづくりを進める。

(4) 品目の特性に応じた資源回収の仕組みの創出

品目ごとに、それぞれの特性を活かした効率的な資源回収の仕組みづくりを進める。

3. 計画期間

本計画は平成29年4月から始まるものとする。また、計画期間は容器包装リサイクル 法第8条第1項に定めるとおり5年間とし、3年ごとに見直すものとする。

4. 対象品目

柏市(沼南地域)と鎌ケ谷市の容器包装廃棄物の分別区分は同一とし、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)を対象とする。

その他の紙製容器包装については、現状では「雑紙」として扱っているが、さらに、 その他の紙製容器包装と雑紙を分別するかどうかについては、社会動向や再商品化等の 状況などを踏まえ検討する。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みを示す。本組合の排出量は、柏市(沼 南地域)と鎌ケ谷市の合算値である。

柏市(沼南地域)(A)

単位:t/年

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	3,361	3,380	3,398	3,417	3,424

鎌ケ谷市(B)

単位:t/年

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	7,044	7,023	7,003	6,982	6,961

本組合(A+B)

単位:t/年

項目	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物	10,405	10,403	10,401	10,399	10,385

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制や再資源化の推進のために、以下の施策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割分担を協働するものとする。

(1) 市民の役割

ライフスタイルの転換

ごみを減らすためには、無駄なものを買わない、使い捨て品を購入しないなど、 ごみになるものを家庭に持ち込まないことが最も効果的な方法です。そのため、 ごみになるものをできる限り家庭に持ち込まない、繰り返し使用できる商品を購 入するなど、環境にやさしいライフスタイルへの転換を心がけます。

生ごみの減量化

どうしても出てしまう生ごみを減量化するため、家庭での水切りを推進すると ともに、生ごみ処理機等を活用することにより、家庭から出る生ごみの減量化に 努めます。

マイバッグ使用の促進

マイバッグを使用することで、ごみとなるレジ袋等の発生を抑制するとともに、過剰包装を断るなどの取り組みに努めます。

紙ごみの分別徹底

燃やすごみに含まれる紙ごみの分別を徹底し、燃やすごみの排出抑制を行うと ともに、資源化の向上に努めます。

リサイクル活動等への参加

学校や市民団体が行っているリサイクル活動、事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されている活動への積極的な参加に努めます。

(2) 事業者の役割

発生源における排出抑制

事業者は、自己処理責任や拡大生産者責任を踏まえ、分別の徹底、排出ルールの見直しを図り、ごみの排出抑制と資源化の向上に努めます。

過剰包装の抑制やレジ袋の削減

事業者は、物の製造、加工、販売に際して、過剰包装の抑制やレジ袋の削減など、可能な限り、ごみの発生抑制に努めます。また、消費者に対し、容器包装の簡素化やマイバッグの普及を促します。

事業系生ごみの資源化

事業系生ごみを排出する事業者においては、食品リサイクル法に基づく資源化 の取り組みを推進します。

(3) 行政の役割

情報提供の推進

組合及び構成団体は、引き続き、ホームページや広報紙により、市民、事業者に対してごみの減量化、再生利用、さらにはごみの適切な分別、循環型社会を形成するための取り組みに関する啓発や情報提供を行います。

特に組合ホームページについては、内容の充実を図り、有効な普及啓発に取り 組みます。

環境学習の推進

ごみの分別排出や排出されたごみの処理を身近なものとして捉えてもらうため、引き続き、小・中学校における社会科見学等を通じて、子供たちが自ら行動を起こせるよう、環境学習の充実を図ります。

環境物品等の使用促進

本組合自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分量の減量化、廃棄物処理施設の整備状況や負荷の低減等を総合的に勘案し、 分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、現在の分別区分を勘案し、収集にかかる分別の区分を次のとおりとする。

柏市(沼南地域)

分別収集す	る容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容	器包装に係る物	資源ごみ(空き缶類)
主としてアルミニ	ウム製の容器包装に係る物	食がこり (土と山泉)
主としてガラス 製の容器 (主とし てほうけい酸ガ	無色のガラス製の容器	
ラス製のもの及 び主として乳白 ガラス製のもの	茶色のガラス製の容器	資源ごみ(空きビン類)
カラス製のもの を除く。)に係る 物	その他のガラス製の容器	
てんするための容	器包装であって、飲料を充 器(原材料としてアルミニ いるもの及び主として段ボ く。)に係る物	資源ごみ(紙パック)
主として段ボール	製の容器包装に係る物	資源ごみ(ダンボール)
て、飲料又はしょ	・ック製の容器包装であっ うゆ等を充てんするための フタレート製の容器に係る	ペットボトル
はしょうゆを充て	ック製の容器包装(飲料又 んするためのポリエチレン の容器を除く。)に係る物	プラスチック系ごみ

分別収集する容器	包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装に	に係る物	資源になるもの(空き缶類)
主としてアルミニウム製の	O容器包装に係る物	資源になる 000 (主ご田規/
主としてガラス 製の容器 (主とし 無色の てほうけい酸ガ)ガラス製の容器	
ラス製のもの及 び主として乳白 茶色の)ガラス製の容器	資源になるもの(空きビン類)
ガラス製のもの を除く。)に係る 物	2のガラス製の容器	
 主として段ボール製の容器	器包装に係る物	資源になるもの(ダンボール)
主としてプラスチック製 て、飲料又はしょうゆ等で ポリエチレンテレフタレー 物	を充てんするための	ペットボトル
主としてプラスチック製の はしょうゆを充てんするた テレフタレート製の容器を	こめのポリエチレン	プラスチック製容器包装類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第 2項第4号)

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装 リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを示す。本組合 の排出量は、柏市(沼南地域)と鎌ケ谷市の合算値である。

柏市(沼南地域)(A)

	平成2	9年度	平成3	0年度	平成3	31年度	平成3	2年度	平成3	3年度
主としてスチール製の容 器		100 t		100 t		101 t		101 t		101 t
主としてアルミ製の容器		75 t		75 t		76 t		76 t		76 t
	(合	計)								
無色のガラス製の容器		178 t		179 t		180 t		181 t		181 t
※60カラハ表の音曲	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	178 t	0 t	179 t	0 t	180 t	0 t	181 t	0 t	181 t
	(合	計)								
茶色のガラス製の容器		121 t		121 t		122 t		123 t		123 t
米 1000 7八級の音曲	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	121 t	0 t	121 t	0 t	122 t	0 t	123 t	0 t	123 t
	(合	計)								
その他のガラス製の容器		65 t		65 t		66 t		66 t		66 t
ての他のカラハ表の音曲	(引渡量)	(独自処理量)								
	65 t	0 t	65 t	0 t	66 t	0 t	66 t	0 t	66 t	0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		5 t		5 t		5 t		5 t		5 t
主として段ボール製の容 器		470 t		472 t		475 t		478 t		479 t
	(合	計)								
主として紙製の容器包装		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t
であって上記以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
X 1	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器包装で	(合	計)								
あって飲料又はしょうゆ		124 t		125 t		126 t		126 t		127 t
その他主務大臣が定める商品を充填するためのも	(引渡量)	(独自処理量)								
向品を元英するためのも	124 t	0 t	125 t	0 t	126 t	0 t	126 t	0 t	127 t	0 t
21122222	(合	計)								
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記		549 t		552 t		555 t		558 t		559 t
以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	549 t	0 t	552 t	0 t	555 t	0 t	558 t	0 t	559 t	0 t

鎌ケ谷市(B)

	平成2	9年度	平成3	80年度	平成	日年度	平成3	2年度	平成3	3年度
主としてスチール製の容 器		179 t		178 t		178 t		177 t		177 t
主としてアルミ製の容器		175 t		174 t		174 t		173 t		173 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
無色のガラス製の容器		318 t		317 t		316 t		315 t		314 t
無己のカラへ表の存储	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	318 t	0 t	317 t	0 t	316 t	0 t	315 t	0 t	314 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
茶色のガラス製の容器		229 t		228 t		227 t		227 t		226 t
示 このガラハ表の音冊	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	229 t	0 t	228 t	0 t	227 t	0 t	227 t	0 t	226 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
その他のガラス製の容器		141 t		140 t		140 t		140 t		139 t
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	141 t	0 t	140 t	0 t	140 t	0 t	140 t	0 t	139 t	0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミーウムが利用されているものを除く)		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t
主として段ボール製の容 器		906 t		904 t		901 t		898 t		896 t
	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
主として紙製の容器包装		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t
であって上記以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
- 1 1° U	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器包装で	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
あって飲料又はしょうゆ		321 t		320 t		319 t		318 t		317 t
その他主務大臣が定める 商品を充填するためのも	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
0	321 t	0 t	320 t	0 t	319 t	0 t	318 t	0 t	317 t	0 t
主としてプラスチック製	(合		(合	計) 1 616+	(合		(合	計) 1 607+	(合	計) 1 602 +
の容器包装であって上記	(引渡量)		(引渡量)	,	(引渡量)	,	(引渡量)		(引渡量)	
以外のもの	1,621 t	(独日延星里) 0 t	1,616 t	(独日是基里) 0 t	1,611 t	(独日延年里) 0 t	1,607 t	(独日延年里) 0 t	1, 602 t	(独日延年里) 0 t
	(引渡量)	1,621 t (独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,616 t	1,616 t (独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,611 t	1,611 t (独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,607 t	1,607 t (独自処理量) 0 t	(引渡量) 1,602 t	1,602 t (独自処理量) 0 t

本組合(A+B)

	平成2	9年度	平成3	80年度	平成3	31年度	平成3	32年度	平成3	3年度
主としてスチール製の容 器		279 t		278 t		279 t		278 t		278 t
主としてアルミ製の容器		250 t		249 t		250 t		249 t		249 t
	(合	計)								
無色のガラス製の容器		496 t		496 t		496 t		496 t		495 t
無色のカラへ表の合品	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	496 t	0 t	495 t						
	(合	計)								
茶色のガラス製の容器		350 t		349 t		349 t		350 t		349 t
末亡のカラへ表の存储	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	350 t	0 t	349 t	0 t	349 t	0 t	350 t	0 t	349 t
	(合	計)								
その他のガラス製の容器・		206 t		205 t		206 t		206 t		205 t
ての他のカラス製の谷森	(引渡量)	(独自処理量)								
	206 t	0 t	205 t	0 t	206 t	0 t	206 t	0 t	205 t	0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		5 t		5 t		5 t		5 t		5 t
主として段ボール製の容 器		1, 376 t		1, 375 t						
	(合	計)								
主として紙製の容器包装		0 t		0 t		0 t		0 t		0 t
であって上記以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器包装で	(合	計)								
あって飲料又はしょうゆ		445 t		445 t		445 t		444 t		444 t
その他主務大臣が定める	(引渡量)	(独自処理量)								
商品を充填するためのも の	445 t	0 t	445 t	0 t	445 t	0 t	444 t	0 t	444 t	0 t
	(合	計)								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記		2, 170 t		2, 168 t		2, 166 t		2, 165 t		2, 161 t
の谷器包装であって上記 以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	2, 170 t	0 t	2, 168 t	0 t	2, 166 t	0 t	2, 165 t	0 t	2, 161 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み

- =直近年度(平成27年度)の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率
- ※人口変動率の人口は、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の 抜粋とするが、平成27年度の実績人口との差分人口を加減した。

柏市 (沼南地域)

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人口	53,039人	53,330人	53,621人	53,912人	54,019人
(対前年度比)	100.55%	100.55%	100.55%	100.54%	100.20%

年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人口	108,843人	108,523人	108,203人	107,883人	107,563人
(対前年度比)	99.71%	99.71%	99.71%	99.70%	99.70%

10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集に係る市民への周知は柏市(沼南地域)・鎌ケ谷市が行い、容器包装廃棄物の収集・運搬・選別・保管等は本組合が行う。

柏市(沼南地域)

分別	収集する容器包装の種類	収集に係る 分別の区分	収集·運搬段階	選別 • 保管等段階		
金属	スチール製容器	資源ごみ				
属	アルミ製容器	(空き缶類)				
	無色のガラス製容器					
ガラス	茶色のガラス製容器	資源ごみ (空きビン類)	委託業者による ステーション 回収	委託業者		
	その他のガラス製容器					
紙類	飲料用紙製容器	資源ごみ (紙パック)				
美 負	段ボール	資源ごみ (ダンボール)				
チプッラ	ペットボトル	ペットボトル				
Źλ	プラスチック製容器包装	プラスチック 系ごみ				

分別収集する容器包装の種類		収集に係る 分別の区分	収集·運搬段階	選別・ 保管等段階
金属	スチール製容器	資源になるもの		本組合
	アルミ製容器	(空き缶類)	委託業者による ステーション 回収	
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器	資源になるもの (空きビン類)		
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール	資源になるもの (ダンボール)		
チプッラ クス	ペットボトル	ペットボトル		
	プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装類		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設は次のとおりである。

柏市(沼南地域)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
 金 属	スチール製容器	資源ごみ	袋 (スーパー のレジ袋 等中身の 見える袋)	トラック	民間施設 (資源分別処理 施設)
	アルミ製容器	(空き缶類)			
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器	資源ごみ (空きビン類)			
	その他のガラス製容 器				
紙類	飲料用紙製容器	資源ごみ (紙パック)	紐で縛る	トラック	民間施設
	段ボール	資源ごみ (ダンボール)	祖て寺る	パッカー車	
チプラクス	ペットボトル	ペットボトル	専用の 回収 ネット	パッカー車	民間施設 (選別圧縮梱包
	プラスチック製容器 包装	プラスチック 系ごみ	指定袋	パッカー車	施設)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理	
 金 属	スチール製容器	資源になるもの	袋			
	アルミ製容器	(空き缶類)				
ガラス	無色のガラス製容器	資源になるもの (空きビン類)	のレジ	(スーパー のレジ袋等 中身の見え	トラック	リサイクル
	茶色のガラス製容器		る袋)	F 7 9 9	センター	
	その他のガラス製容 器					
紙類	段ボール	資源になるもの (ダンボール)	紐で縛る			
チプラス	ペットボトル	ペットボトル	専用の回収ネット	パッカー車	リサイクル	
	プラスチック製容器 包装	プラスチック製 容器包装類	指定袋	パッカー車	センター	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

【柏市 (沼南地域)】

①柏地域と沼南地域の市民啓発等では一体となった施策を推進する。

【鎌ケ谷市】

- ①鎌ケ谷市廃棄物減量等推進審議会において、分別収集の実施について検討し、推 進体制を整備する。
- ②現行の有価物回収運動の見直し等を含め、さらに活性化する。
- ③現在の分別収集形態を適正に維持し資源の回収量の増加を図る。
- ④ごみ分別を徹底し、資源の適切な回収を行うため、市民によるごみステーション の適正な管理を促す。

【本組合】

- ①柏市(沼南地域)及び鎌ケ谷市から排出される一般廃棄物を適正に処理し、発生する残渣等を適正に処分する。
- ②柏市(沼南地域)、鎌ケ谷市との連携の推進を図る。
- ③柏市(沼南地域)、鎌ケ谷市のごみ処理政策に対する人的な協力を行う。
- ④ごみの排出抑制ができるよう柏市及び鎌ケ谷市と連携を図り、市民、事業者に働きかける。
- ⑤支援活動によりリサイクル活動を活性化する。
- ⑥ごみ処理の中でのリサイクルシステムを構築しリサイクルを徹底する。

分別収集計画 第8期(平成29年度~平成33年度) 【柏市(沼南地域)・鎌ケ谷市】

発 行 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 (クリーンセンターしらさぎ)

住 所 〒277-0931 千葉県柏市藤ケ谷 1582 番地

T E L 04-7193-5389

F A X 04-7160-8989

発 行 日 平成 28 年 6 月